（安全管理措置等）

第二十六条　内閣総理大臣は、選別後通信情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の取得通信情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

２　取得通信情報の取扱いに関する事務に従事する内閣府の職員（サイバー通信情報監理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員を除く。）又はその職にあった者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た取得通信情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（関係行政機関の分析への協力）

第二十七条　内閣総理大臣は、自動選別又は選別後通信情報の分析（以下この項において「自動選別等」という。）を行うために必要があると認めるときは、防衛大臣その他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この条において同じ。）に対し、自動選別等に関する専門的知識を有する職員による技術的援助、自動選別等の実施に用いる電子計算機の貸与その他の必要な協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

３　内閣総理大臣は、第一項の協力を行う関係行政機関の長が当該協力を行う場合において必要があると認めるときは、当該関係行政機関に対し、選別後通信情報を提供することができる。

（外国の政府等に対する選別後通信情報の提供）

第二十八条　内閣総理大臣は、特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により内閣総理大臣が選別後通信情報を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに対し、選別後通信情報を提供することができる。

（提供用選別後情報の作成）

第二十九条　内閣総理大臣は、選別後通信情報を加工して、協議会の構成員その他の者にこれを提供したとしてもその通信の当事者の通信に係る権利利益の保護に支障を生ずるおそれがないものとして内閣府令で定める基準を満たすもの（第三十六条及び第三十七条において「提供用選別後情報」という。）を作成することができる。

（サイバー通信情報監理委員会への通知）

第三十条　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨をサイバー通信情報監理委員会に通知しなければならない。

一　自動選別を行ったとき。

二　非識別化措置又は再識別化措置を講じたとき。

三　第二十五条第一項又は第二項（これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。）の規定により保存期間を設定し、又は延長したとき。

四　第二十五条第四項（第三十六条の規定により適用する場合を含む。）の規定により選別後通信情報を消去したとき。

五　第二十七条第三項若しくは第二十八条（これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。）の規定により選別後通信情報を提供し、又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により選別後通信情報を含む総合整理分析情報を提供したとき。

（通信情報保有機関における選別後通信情報の取扱い）

第三十一条　通信情報保有機関が次の各号に掲げる行政機関である場合において、当該通信情報保有機関の長（通信情報保有機関が合議制の機関である場合にあっては、当該通信情報保有機関。以下同じ。）が特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるときは、当該各号に定める行政機関に対し、選別後通信情報を提供することができる。

一　国家公安委員会　警察庁

二　警察庁　国家公安委員会又は都道府県警察

三　都道府県公安委員会　都道府県警察

四　都道府県警察　警察庁又は都道府県公安委員会

２　通信情報保有機関が次の各号に掲げる行政機関である場合において、当該通信情報保有機関の長は、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第六条の二第二項（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十九条第一項、第九十一条の三、第九十二条第二項又は第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による処置に関する事務の実施に必要な範囲内で、当該各号に定める行政機関に対し、選別後通信情報を提供することができる。

一　警察庁　サイバー通信情報監理委員会又は防衛省

二　防衛省　サイバー通信情報監理委員会又は警察庁

三　都道府県警察　サイバー通信情報監理委員会

３　第二十三条第二項から第四項まで、第二十四条第二項から第四項まで、第二十五条、第二十六条及び第二十八条から前条までの規定は、通信情報保有機関の長（第二条第九項第二号若しくは第三号に該当する行政機関の長又は当該行政機関であるものに限る。）による選別後通信情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条第三項中「次項」とあるのは「次項又は第三十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。）」と、同条第四項中「次に」とあるのは「第一号、第二号、第四号又は第五号に」と、同項第二号中「第二十七条第三項若しくは第二十八条（これらの規定を」とあるのは「特定被害防止目的の達成のために内閣総理大臣に選別後通信情報を提供し、第二十八条（」と、「第三十八条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第四項」と、第二十四条第二項中「できる。」とあるのは「できる。この場合において、第三十一条第三項に規定する通信情報保有機関の長は、内閣総理大臣に対し、当該再識別化措置に必要な情報の提供を求めることができる。」と、同条第三項中「再び非識別化措置を講じなければならない」とあるのは「非識別化措置を講ずるとともに、前項後段の規定により内閣総理大臣から提供された情報を消去しなければならない」と、第二十五条第二項中「又は第二十三条第四項各号」とあるのは「、第二十三条第四項第一号、第二号、第四号若しくは第五号」と、「掲げる場合」とあるのは「掲げる場合又は第三十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。）の規定により提供する場合」と、第二十八条中「外国」とあるのは「あらかじめ内閣総理大臣の同意を得て、外国」と、前条中「次に」とあるのは「第二号から第五号までに」と、同条第五号中「第二十七条第三項若しくは第二十八条」とあるのは「第二十八条若しくは次条第一項若しくは第二項」と、「第三十八条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第四項」と読み替えるものとする。

第六章　特定外内通信目的送信措置及び特定内外通信目的送信措置

（特定外内通信目的送信措置）

第三十二条　内閣総理大臣は、外内通信であって、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為に用いられていると疑うに足りる状況のある特定の国外設備を送信元とし、又は当該国外通信特定不正行為に用いられていると疑うに足りる状況のある特定の機械的情報（外国の政府又は国際機関、関係行政機関その他の関係機関から自動選別以外の方法で取得した情報であって機械的情報に相当するものを含む。次条第一項及び第三十五条第二項第二号において同じ。）が含まれているもの（以下この項及び同条第二項において「特定外内通信」という。）の分析をしなければ当該国外通信特定不正行為による重要電子計算機の被害を防止することが著しく困難であり、かつ、この項の規定による措置以外の方法（次条第一項に規定する特定内外通信目的送信措置を除く。）によっては当該特定外内通信の分析が著しく困難である場合において、必要と認めるときは、この項の規定による措置により取得通信情報を取得した場合における第三十五条第二項に規定する選別の条件を定めるための基準（同項において「特定外内通信選別条件設定基準」という。）を定め、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、国外関係電気通信事業者の設置する特定の国外関係電気通信設備であっ